



2025年5月15日

各 位

会 社 名 共同印刷株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大橋 輝臣  
(コード番号 7914 東証プライム)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 山田 麗子  
(TEL. 03-3817-2525)

## 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）の更新に関するお知らせ

当社は、2007年6月28日開催の第127期定時株主総会において株主の皆様よりご承認を得て、当社の企業価値の向上および株主共同の利益の実現に反すると判断される当社株式の大量買付行為への対応策を導入いたしました。さらに、同対応策は、2022年6月29日開催の第142期定時株主総会において株主の皆様よりご承認をいただき、更新されております（当該更新後の「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を、以下「旧プラン」といいます。）。

旧プランの有効期間は、2025年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであり、2025年6月25日開催予定の第145期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって満了となります。

当社では、旧プランについて、その後の社会・経済情勢の変化、買収への対応方針をめぐる動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を勘案しつつ、当社の企業価値の向上については株主共同の利益の実現を図る観点から、継続の是非も含め、その在り方を検討してまいりました。また、当社の企業価値の向上については株主共同の利益の実現をはかる観点では、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応として、当社のPBR改善のためには収益力を改善させる取り組みが重要であるとの認識のもと、中期経営計画（2025年度～2027年度）のROEの目標値は8%以上に設定し、併せて株主還元を強化する方針を決定し、PBRの向上に取り組んでおります（詳細は、本日（2025年5月15日）に公表いたしました「2025～2027年度中期経営計画」をご参照ください。）。他方で、このような取り組みには一定の時間を要するものと考えております。

これらの検討の結果、当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランを別添のとおり更新することを決定いたしましたので、お知らせいたします（当該6度目の更新後の当社の買収への対応指針を、以下「本プラン」といいます。）。本プランは、対象となる大量買付行為の追加、情報提供期間の追加および株主意思確認総会の決議要件に係る例外の追加等において、旧プランの内容を変更しております。また、本プランは、本定時株主総会において株主の皆様の承認をいただくことを条件として更新されること、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは株主意思確認総会を開催することを内容とすること、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議で廃止することができることなど、株主意思を重視した内容となっており、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」（以下「本指針」といいます。）の内容を踏まえたものとなっております。

なお、本プランにつきましては、具体的運用が適正に行われることを条件として、当社監査役全員から賛同を得ております。

＜当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）を更新する理由＞

当グループは、Ⅱ基本方針の実現に資する特別な取り組みにてご説明の通り、新しい経営理念を「創意と熱意で新たな価値を生み出し、共にある未来を実現する」、経営理念の実現に向けた重要課題（マテリアリティ）を「イノベーションを通じた社会課題解決への貢献」「事業成長の原動力となる人材戦略」「経営戦略と連動したリスクマネジメント」とし、サステナビリティ経営の強化を通じた持続的な成長と企業価値の向上に向けた取り組みを推進しております。一方、現時点の日本の資本市場と法制度のもとにおいて、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するような大量買付行為がなされる可能性は、引き続き存在していると言わざるを得ない状況にあります。

金融商品取引法では、一定の大量買付行為に対し公開買付けを義務付けるとともに、開示や手続に係るルールを定めておりますが、突然の大量買付行為がおこなわれる場合には、対象企業からの質問に対し大量買付者は理由を明らかにしたうえで回答を拒否できること、公開買付期間が最短で30営業日となる可能性が高いことなどから、株主の皆様に必要な情報と検討期間が確保されないリスクがあると考えられます。また、公開買付けの手続によらず、市場内取引によって大量買付行為が行われる場合には、株主の皆様に必要な情報と検討期間が確保されないリスクがさらに高まると考えられます。

本指針においては、上場会社の経営支配権を取得する買収一般において尊重されるべき原則として、3つの原則（第1原則：企業価値・株主共同の利益の原則、第2原則：株主意思の原則、第3原則：透明性の原則）が提示されています。本指針では、これらの原則に基づき、会社の経営支配権に関わる事項については、原則として、株主の合理的な意思に依拠すべきであるものの、買収者や対象会社の取締役会と株主の間には情報の非対称性があり、買収の是非や取引条件に関する正しい選択を株主が行うためには、十分な情報が株主に提供される必要があると示唆されています。当社としては、上記のような株主の皆様に必要な情報と検討期間が確保されないまま行われる大量買付行為は、本指針に照らしても望ましい買収とは言えないと考えております。

このような状況を踏まえ、引き続き当社株式の大量買付行為に関して、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、大量買付者との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが企業価値の向上ひいては株主共同の利益の実現に資すると考え、情報提供と検討期間の確保に関する一定のルールを設ける必要があると判断し、本定時株主総会において、下記内容のとおり、旧プランの一部を変更したうえで更新することをご提案させていただくことといたしました。

(別 添)

## 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）

### I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しています。こうした大量買付の中には、対象会社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、さまざまな企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。従いまして、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

また、このような大量買付行為がなされたときに、大量買付者の提示する当社株式の取得対価が適正かどうか、かかる大量買付行為が当グループに与える影響や、大量買付者が考える当グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該大量買付行為に対する当社取締役会の意見等、当該大量買付行為の是非を株主の皆様にご判断いただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報および検討時間が提供されることが不可欠です。

この点に関し、現行の金融商品取引法の下では、公開買付規制において一定の情報提供の仕組みが存在するものの、市場内で行われる大量買付行為は公開買付規制の対象とはされていないため、当該情報提供の仕組みによって対応することができません。また、公開買付規制の対象となる大量買付行為であっても、本プランにおいて大量買付者に対して提供を求めている情報と比較して公開買付届出書ないし公開買付説明書に記載を義務付けられる事項は限定されています。さらに、当社取締役会が意見表明報告書において大量買付者に対する質問を付記することは認められているものの、十分な回答が得られない可能性もあります。しかも、大量買付者が設定する公開買付期間によっては、十分な検討時間が確保されず、当社取締役会が十分な対案を提示し、独立委員会による、客観的な立場からの意見を得る余裕もないことも想定されるのであって、結果的に、株主の皆様に対して十分な情報が提供されず、また、株主の皆様が公開買付けに応じるか否かを検討する時間を十分に確保することができないままに、株主の皆様がその賛否の判断を迫られる場合があることも否定できません。

以上を考慮した結果、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者に対しては、法令および当社定款によって許容される範囲で必要かつ相当な措置を講じ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## II 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社では、企業価値の向上および株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記 I の基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、以下の施策を実施しております。

この取り組みは、上記 I の基本方針の実現に沿うものと考えております。また、この取り組みは当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社社員の地位の維持を目的とするものでもありません。

### 1. 理念体系の見直し

当社を取り巻く環境は、近年、急激な変化を続けております。さまざまな前提条件が変わり、新たなルールが生まれる中、ステークホルダーから求められるものもまた変化しています。こうした現状を鑑み、当社および当グループと社会とのつながり、めざす未来像や存在意義を改めて見つめ直す必要性を認識し、今般、当グループの価値観やマテリアリティを体系から内容に至るまで具に見直し、理念体系を再構築しました。

当グループの新たな経営理念は「創意と熱意で新たな価値を生み出し、共にある未来を実現する」です。一人ひとりが目標達成の強い意志を胸に柔軟な発想や技術で挑戦を続け、これまでになかった価値を創造して、ステークホルダーの皆様と共にある未来、豊かな暮らしの実現に貢献していく決意を表しました。

経営理念の実現に向けた重要課題（マテリアリティ）については、社会課題や事業環境を踏まえて見直した結果、「イノベーションを通じた社会課題解決への貢献」「事業成長の原動力となる人材戦略」「経営戦略と連動したリスクマネジメント」の3つを特定しました。社会への価値提供とサステナビリティ経営を強化を通じて、持続的な成長と企業価値の向上をめざしてまいります。

経営理念と中長期戦略の全体像



## 2. 長期戦略について

当グループは、出版印刷、パンフレットやカタログなどの一般商業印刷、データプリント、BPO、ICカードなどを扱う「情報系事業」と、チューブや紙器などのパッケージ類や吸湿フィルムなどの機能性材料を扱う「生活・産業資材系事業」を行っています。

近年、情報系事業では、デジタルシフトの加速により、売上高・利益の大半を占める従来型印刷市場の縮小が進んでいます。生活・産業資材系事業は、食品や日用品等の包材製造を主軸に売上高と利益を伸ばしてきましたが、少子高齢化の進行により国内市場は高成長の継続が見込めない状況となっています。

こうした状況を受け、当グループでは、既存事業の構造改革とともに、事業提携やM&Aなどの成長投資を積極的に実行し、選択と集中の加速による事業ポートフォリオの変革を進めてまいります。情報系事業は、売上高の規模を維持しつつ事業の重心を印刷から情報サービス（非印刷）へと移し、情報加工を中心とした質の高いサービスの提供をめざします。生活・産業資材系事業は、食品や日用品の包材製造を引き続き中心としつつ、コア技術である材料加工技術を生かした独自製品の開発で国内外の成長市場・事業分野への展開を強化します。既存事業の収益性向上と高成長かつ高収益な事業の創出・拡大に向けた施策を着実に実行することで、2034年度に営業利益120億円以上の実現を目標としております。

投資については、2034年度までに総額700億円規模を予定しております。研究開発や人的投資、M&Aを含めた成長投資に400億円程度、生産性向上に向けた設備やDX投資など既存事業への投資に300億円程度を見込んでおります。

長期戦略の概要（2025年度を起点とした10年間）



## 3. 中期経営計画について

このたび策定した、2025年度を初年度とする新たな中期経営計画（2025年度から2027年度までの3ヵ年計画）は、長期戦略のファーストステップの位置付けです。既存事業の基盤強化と成長事業の着実な拡大によって躍進に向けた足場を固めるフェーズであり、事業戦略を支える財務戦略、サステナビリティ経営の深化や人的資本の強化などの非財務戦略にも注力してまいります。

既存事業では、省人化・生産性向上に向けたDX投資・設備投資を果敢に実行し、効率化を図ります。成長事業に対しては、リスクリングなど事業ポートフォリオ変革に欠かせない人的投資、新規売上創出に向けた研究開発、協業を含めた事業拡大を大胆に進めてまいります。

長期戦略で描いた事業ポートフォリオ像に向かって各施策を着実に実行することで計画達成を確かなものとし、持続的な成長と企業価値のさらなる向上をめざして事業活動を進めてまい

ります。財務目標として、最終年度である 2027 年度に営業利益 45 億円以上、ROE 8%以上の達成をめざします。

中期経営計画の目標と 2025 年度から 6 年間のキャッシュアロケーション



情報系事業は、まんがなどの IP（知的財産）を活用したオリジナルコンテンツや、BPO における情報サービス機能の開発および拡販の強化などで収益を拡大し、事業の柱に育てるとともに、生産改革を一層推進してまいります。

生活・産業資材系事業は、フタ材やラミネートチューブ、機能性包材といった食品・日用品包材の売上規模拡大と、効率化投資や継続的な価格改定により利益率を高めます。併せて、高い成長性と利益率が見込まれる「海外パッケージ」「機能性材料」「産業用包材」の育成に注力します。事業の多角化と技術開発への投資を積極的に行い、高付加価値製品の開発や市場の開拓に努めて、早期収益化に取り組みます。

当グループは、各事業における諸施策の着実な実行こそが、企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の向上に資するものと考えております。中期経営計画の達成に全力で取り組み、株主をはじめとするステークホルダーの皆様から評価され、信頼される企業グループをめざしてまいります。

#### 4. 株主の皆様への利益配分についての基本方針

当社は、持続的な企業活動のために財務基盤の健全性を維持した上で、株主の皆様への安定的かつ継続的な利益配分に努めております。配当は従来、連結業績、配当性向のほか、株主資本配当率（DOE）の視点等も踏まえて決定しておりましたが、新たな中期経営計画の初年度となる 2025 年度からは、企業価値のさらなる向上と安定的な株主還元を実現するため、配当の目安を DOE 3.5%といたします。

#### 5. コーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組み

当社は、企業価値および株主共同の利益を持続的に向上させるためには、経営の効率性、健全性、透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実させることが重要であると考えております。

役員は、社外取締役 3 名を含む取締役 7 名と社外監査役 2 名を含む監査役 4 名で構成されており、社外取締役・社外監査役の 5 名全員を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、社外取締役または社外監査役を選任するにあたっては、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に加え、当社が独自に定める社外役員の独立性基準を満たし、中立・公正

な見地から、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことを確認したうえで選任しております。

これら独立社外取締役および独立社外監査役で構成される「独立役員会」を設置し、議長を務める筆頭独立社外取締役を中心に、独立役員間の情報交換および取締役会への提言機能の強化を推進しております。筆頭独立社外取締役は取締役会へ提言または意見交換を申し入れることができる旨を「独立役員会規程」に定めており、代表取締役や取締役会は、必要に応じて経営等に関するさまざまな助言を得ることができる仕組みを整備しております。常勤監査役はオブザーバーとして同会議に出席し、独立社外取締役と監査役の連携体制の強化を図ることで、一層のコーポレート・ガバナンス強化に努めております。加えて、半期に一度、社長・独立役員および常勤監査役による意見交換会を開催することで、さらなるコミュニケーションの強化を図っております。

また、独立社外取締役の適切な関与と助言を得る仕組みを確保するため「指名報酬委員会」を設置しております。「指名報酬委員会」は、取締役会の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役としています。当該委員会では、取締役会から経営陣の選解任等の重要な事項に関する諮問を受けて審議を行い、取締役会はその答申を尊重することで、決定手続の客観性・透明性の向上に努めております。加えて、客観性・透明性の高い報酬決定プロセスを構築するには、独立した立場から報酬の決定を行うことが適当であるとの判断のもと、取締役会は、具体的な役員報酬額の決定を指名報酬委員会に委任しております。指名報酬委員会に委任された権限の内容は、固定報酬および業績連動報酬の具体的な報酬額の決定ならびに支給時期等となります。指名報酬委員会は委任に基づき、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、個人別の評価等を踏まえ、「役員報酬制度規程」に基づき報酬額を決定しております。取締役会は、委任された権限が適切に行使されているか適宜確認しております。

定例取締役会は月1回開催し、重要事項の決定および業務執行状況の監督を行っております。取締役の任期については、経営責任を明確化し株主による信任の機会を適切に設けるため、1年としております。取締役会の開催にあたっては、十分な審議時間がとれるよう会日に先立って資料を配付し、社外役員に対しては必要に応じて事前説明を行うこととしております。なお、継続的に取締役会の実効性向上を図るため、年に1回取締役会のあり方について取締役および監査役による自己評価および議論を行う機会を設けております。

業務執行体制に関しては、取締役会の決定に基づく執行役員制度を導入しております。常務執行役員以上を中心に構成される経営執行会議を週1回開催することで、意思決定における審議の機動性を高めております。また、経営執行会議を補完する機関として戦略会議を設置し、経営課題や経営戦略に関しての情報共有および議論を行っております。

経営リスクへの対処については、法改正等の動きや経営環境の変化に十分留意しながら、各種の社内規程や組織体制を整備しております。全社的な重要課題に対しては、全社ERM事務局が中心となってリスクの特定・分析・評価を行い、担当執行役員を委員長とする「内部統制委員会」「企業倫理委員会」「環境委員会」「品質保証委員会」「製品安全委員会」「情報セキュリティ委員会」などの専門委員会と連携し、継続的な活動を行っております。

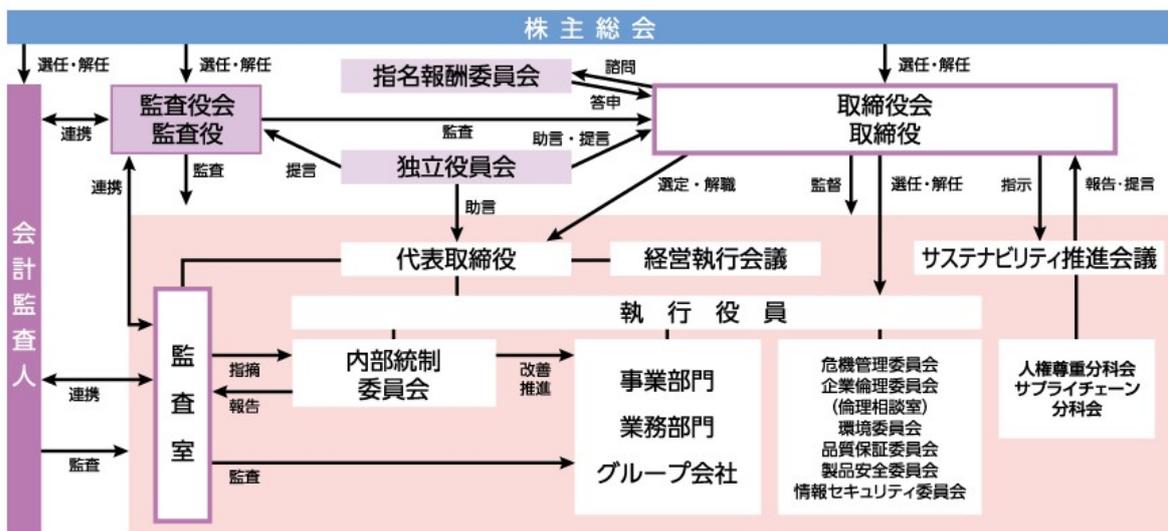
当社は監査役会設置会社として、2名の社外監査役を含む4名の監査役による監査体制を採用しております。月1回の定例監査役会を開催するほか、取締役会、その他重要な会議への出席や重要書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行の監査と経営に関する助言を行うとともに、必要に応じて取締役および使用人に対して業務の執行状況に関する報告を求めています。

内部監査については、独立部門として設置された監査室が行っております。監査室はグループ会社を含む各部署を対象に、法令および社内規程の遵守状況や業務の適正性等に関する監査をテーマごとに順次行っております。監査後の改善状況の確認については、半年から1年後にフォローアップ監査を実施しております。監査室、監査役会および会計監査人は、定期的な情報交換・意見交換を通じて連携を保っております。

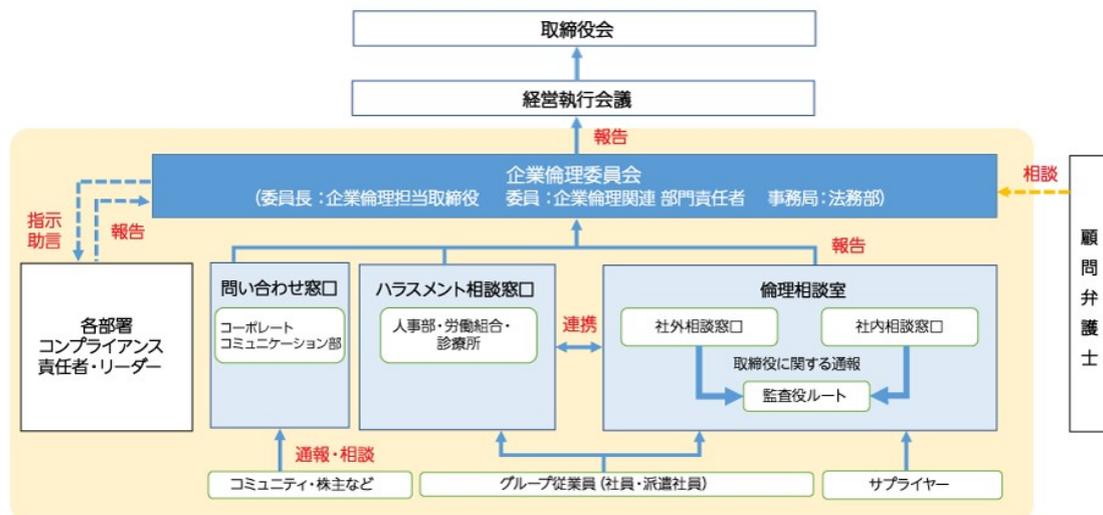
コンプライアンス体制の強化については、法令違反や企業倫理綱領に反する行為の早期発見と是正のため、内部通報窓口として「倫理相談室」を設置するとともに、職場でのトラブルや悩みなどの相談・通報を匿名でも受け付ける外部相談窓口「職場のヘルプライン」を設け、公正で透明性のある内部通報制度の運営に努めています。加えて、取締役に関する通報の専用受付として経営からの独立性を有する「監査役ルート」を設定、営業部門には「同業他社との接触記録の義務づけ」や「メールを常時監視する外部システムの導入」など、さらなる体制の強化を図っております。また、全グループ役員・従業員に向けたコンプライアンス教育を計画的・継続的に実施し、独占禁止法をはじめとする各種法令に対する理解促進に努めています。「カルテル・談合防止規程」の制定をはじめとする管理体制の厳格化や内部監査の徹底とあわせ、グループ全体のコンプライアンス意識向上・体制強化を図っております。

以上のような体制をとることで監査機能の強化を図り、経営の健全性、透明性を確保しております。今後も機動的な取締役会運営と効率的で迅速な業務執行を心掛け、一層のコーポレート・ガバナンス強化に努めてまいります。

(コーポレート・ガバナンス体制図)



(コンプライアンス推進体制図)



### Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

#### 1. 企業価値の向上および株主共同の利益の実現

##### (1) 企業価値の向上および株主共同の利益の実現に反する株式の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社においては、企業価値の向上および株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として株式の大量買付行為（下記2（3）①で定義されます。以下同じとします。）を強行するといった動きも増加しています。

もとより株式の大量買付行為は、たとえそれが対象である企業の経営陣の賛同を得ないものであっても、当該企業の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上および株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うものなど、企業価値および株主共同の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、長年築いてきたお客さまとの信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値の向上を通じて、株主の皆様の利益に繋がるものであることを確信しております。当社株式の大量買付者（下記2（3）①で定義されます。以下同じとします。）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値および株主共同の利益は毀損されることとなります。

##### (2) 本プランの必要性

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様により自由に取引いただいております。従って、当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記（1）のような状況下でかかる大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様により適切に判断していただき、当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。

さらに、株主の皆様にとっても、大量買付行為が当社に与える影響や、当社のお客さま、取引先、従業員その他ステークホルダーとの関係についての方針を含む、当該大量買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画などの内容に関する情報は、当社株式の継続保有を検討する際の重要な判断材料となります。また、当社取締役会が大量買付行為に対する意見を開示し、必要に応じ代替案を提示することにより、株主の皆様は、双方の方針、意見などを比較考量することで、当該大量買付行為に関する提案に応じるか否かを適切に判断することが可能になります。

当社は、このような考え方に立ち、旧プランに対象となる大量買付行為の追加、情報提供期間の追加および株主意思確認総会の決議要件に係る例外の追加等の修正を加えた上で、以下のとおり本プランとして更新することを決定いたしました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、な

らびに大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めています。

なお、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されています。）により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様は当社株式を交付する取得条項、③大量買付者およびその関係者が有する本新株予約権について、一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項（当社取締役会が決定した場合）等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

### (2) 本プランの更新手続

旧プランは、2007年6月28日開催の当社第127期定時株主総会による承認を受けて設定された当社現行定款第13条に基づき、2022年6月29日開催の当社第142期定時株主総会による承認を得たものでありますが、本プランの更新についても、株主の皆様を適切に反映するため、同条の規定に基づき、本定時株主総会における決議によるご承認をいただくことを条件とします。

### (3) 本プランの発動に係る手続

#### ①対象となる大量買付行為

当社は、当社取締役会が別途定める場合を除き、以下のいずれかに該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置の発動を検討いたします。

- i. 当社が発行者である株券等<sup>\*1</sup>について、保有者<sup>\*2</sup>の株券等保有割合<sup>\*3</sup>が20%以上となる買付け
- ii. 当社が発行者である株券等<sup>\*4</sup>について、買付け<sup>\*5</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>\*6</sup>およびその特別関係者<sup>\*7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる当該株券等の買付け
- iii. 上記 i 又は ii に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の保有者

が、当社の他の保有者（複数である場合を含みます。以下本iiiにおいて同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の保有者が当該特定の保有者の共同保有者\*8に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係\*9を樹立するあらゆる行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者と当該他の保有者の株券等保有割合の合計が20%以上になるような場合に限り）であると合理的に判断される行為\*10

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含むものとします（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。iiにおいて同じとします。
- 5 買付けその他の有償の譲受けをいい、金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 8 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 9 「当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成、当該特定の保有者および当該他の保有者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響、その他当該特定の保有者と当該他の保有者との間に意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実等を基礎に行うものとします。組合その他のファンドに係る判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案します。
- 10 本iii所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本iiiの要件に該当するか否かの判定に必要なとされる範囲において、保有者に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

## ②本プランの開示および大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランを株式会社東京証券取引所の規則に従って開示するとともに、当社のウェブサイト（<https://www.kyodoprinting.co.jp/>）に本プランを掲載いたします。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号

に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記④に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途要求する追加の情報を、大量買付者から日本語で提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。かかる追加情報提供の要求は、上記買付提案書受領後またはその後の追加情報受領後10営業日以内に行うこととします。ただし、大量買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求める等の恣意的な運用防止の観点から、当社取締役会が大量買付者に対して本必要情報の提供を要請し大量買付者が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）を、当社が大量買付者に対して本必要情報の提供を要求した日の翌日から起算して60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に提出されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で情報提供にかかる大量買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって取締役会評価期間（下記③で定義されます。）を開始するものとします。もっとも、大量買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合のみ、必要に応じて30日間を限度として情報提供期間を延長することがあります。

- a. 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- b. 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、ならびに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- c. 大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うこと。その他の目的がある場合には、その旨および概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法および内容（大量買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類および数、大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- d. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）の概要
- e. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- f. 大量買付行為後の当グループの経営方針、経営者候補（当社および当グループ

の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。) 、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策 (ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金 (円貨) 買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。)

- g. 大量買付行為後の当グループの従業員、取引先、顧客その他の当グループに係る利害関係者の処遇方針
- h. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- i. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無 (直接的であるか間接的であるかを問いません。) および関連性が存在する場合にはその内容
- j. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、直ちに株主の皆様等に開示いたします。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様のご判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様等に対する情報開示を行います。

### ③当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会の評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合 (大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。)、その旨ならびに下記の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を法令および株式会社東京証券取引所の規則に従って適時・適切に行います。当社取締役会は、当該大量買付者による大量買付行為が対価を現金 (円貨) のみとする公開買付けによる当社の全株券等の買付け等の場合には大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内、その他の方法による場合は90日以内 (以下「取締役会評価期間」といいます。)) に、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者 (投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。) の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時・適切に株主の皆様等に開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様等に代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつき止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間 (当初の取締役会評価期間の満了日の翌日から起算します。) 延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該延長の具体的な期間およびその延長が必要とされる理由を、大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を法令および株式会社東京証券取引所の規則に従って適時・適切に行います。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過または下記⑥iiiに定めるとおり当社取締役会が株主意思確認総会 (下記⑤に定義します。) を開催することを決定した場合

には、当該株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会（原則として当該株主意思確認総会当日に開催するものとします。）の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑦に定める不発動決定通知を受領した場合は、大量買付者は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

#### ④独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、ならびに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。

独立委員会は、3名以上5名以下の委員により構成され、委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。本プラン更新時の独立委員会の委員には、高岡 美佳氏、光定 洋介氏、大内 智重子氏、古谷 昌彦氏および新島 由未子の合計5名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙1「独立委員会委員の氏名および略歴」に記載のとおりであり、独立委員会規則の概要は、別紙2「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適時・適切に株主の皆様等に対する情報開示を行います。

#### ⑤対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとしたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役会全員の一致により発動の決議をすることとしたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様等に対する情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

さらに、下記⑥ iiiに定めるとおり、下記⑥ iiの場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を

発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下「株主意  
思確認総会」といいます。）を開催することもできるものとします。

⑥ 対抗措置の発動の条件

- i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わず、大量買付行為を行いまは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

- ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものと認めた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- a. 高値買取要求を狙う買収である場合
- b. 重要な資産・技術情報等を廉価に取得するなど、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- c. 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- d. 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って株式を高値で売り抜けることにより、当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- e. 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合
- f. 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株

- 主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- g. 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
  - h. 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
  - i. 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
    - (i) 当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
    - (ii) 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値および株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないかまたはそのおそれがあると判断される買収である場合

### iii. 株主意思確認総会の開催

上記iiのとおり、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い、または行おうとする場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、大量買付者による大量買付行為の内容、株主意思確認総会の開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令および当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、出席株主（議決権行使書等により議決権行使を行う株主を含みます。）の皆様（ただし、大量買付行為が強圧性のある市場買集めによる場合等においては、大量買付行為の態様等（買付手法の強圧性、適法性、株主意思確認の時間的余裕等）を踏まえて、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付者およびその共同保有者、特別関係者等を除くことがあります。以下同じです。）の議決権の過半数の賛成をもって、対抗措置の発動に関する株主の皆様を確認することができるものとします。当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を決定した場合、直ちに当該決定を行った事実およびその理由を株主の皆様等に対して情報開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主意思確認総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に従うものとします。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会の開催を決定した場合には、当該株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会（原則として当該株主意思確認総会当日に開催するものとします。）の決議がされるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

## ⑦当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記⑥ i または ii のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、上記⑥ iii の場合で、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様を確認するために株主意思確認総会が開催された場合には、当該株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に従って、対抗措置の発動または不発動に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要、上記株主意思確認総会の決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評

価期間経過後または上記⑥ iiiに定めるとおり当社取締役会が株主意思確認総会を開催することを決定した場合には、当該株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会（原則として当該株主意思確認総会当日に開催するものとします。）の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、当社取締役会から不発動決定通知を受領した場合には、大量買付者は、同通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

#### ⑧当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動または中止に関する決定を行うことができます。また、この場合にも、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主意思確認総会を開催することができるものとします。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

#### （４）対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙３「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。

本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式１株につき新株予約権１個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権１個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は１円であり、本新株予約権１個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して、１株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されます。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。ただし、大量買付者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で大量買付者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時・適切に株主の皆様等に対する情報開示を行います。

#### （５）本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から2028年6月開催予定の2028年3月期に係る当社定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了

前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を踏まえた上で、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは2025年5月15日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的な考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

また、2028年3月期に係る当社定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続の可否、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

### 3. 株主および投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの更新時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もともと、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②に記載の手续により、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手续を行った場合、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社普通株式を受領することとなり、その保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止または無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

#### (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されてい

るため、当該行使または取得に際して、大量買付者およびその関係者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者およびその関係者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様が当社普通株式が交付される場合には、株主の皆様が振替口座に当社普通株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

#### (4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続等

##### ① 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項ならびに株主自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとし、ます。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が本新株予約権の行使期間中にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されることとなります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご注意ください。

##### ② 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに、取締役会の決議を行い、かつ、本新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様が交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が本新株予約権の要項に従い行使が禁じられている大量買付者およびその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が当社取締役会において決議された後、株主の皆様に対して開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

#### **IV 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由）**

当社取締役会は、本プランが、以下の理由により、上記 I の基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的

とするものでもないと考えております。

#### 1. 買収への対応方針に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収への対応方針の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、2008年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の内容も勘案しております。

#### 2. 企業価値および株主共同の利益の確保または向上を目的として更新されていること

本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保または向上することを目的として更新されるものです。

#### 3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、更新にあたり株主の皆様を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として更新されます。上記Ⅲ 2(2)に記載のとおり、本定時株主総会において本プランを承認する議案をお諮りし、かかる議案が承認されない場合、本プランは更新されません。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねることを前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様にご示すものです。加えて、上記Ⅲ 2(3)⑥iiiに記載のとおり、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様のご意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思を確認することができるものとしております。従って、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

#### 4. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ 2(3)④に記載のとおり、本プランの更新にあたり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しています。

当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取

締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適時・適切に株主の皆様等に対する情報開示を行うこととされており、当社の企業価値および株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

#### 5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 2 (3)に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

#### 6. 独立した地位にある第三者の助言の取得

本プランは、上記Ⅲ 2 (3) ③および⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会および独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会および独立委員会による判断の公正性および合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

#### 7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 2 (5)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができます。従って、本プランはその発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(別紙1)

独立委員会委員の氏名および略歴

本プラン更新に当たり、独立委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

高岡 美佳 (たかおか みか)

略歴： 2001年4月 大阪市立大学 (現大阪公立大学) 経済研究所助教授  
2002年4月 立教大学経済学部助教授  
2006年4月 立教大学経営学部助教授  
2007年4月 立教大学経営学部准教授  
2009年4月 立教大学経営学部教授 (現任)  
2011年5月 株式会社ファミリーマート社外監査役  
2014年5月 株式会社T S I ホールディングス社外取締役  
2014年6月 株式会社モスフードサービス社外取締役  
2015年6月 当社社外取締役 (現任)  
2018年6月 S G ホールディングス株式会社社外取締役 (現任)  
2019年5月 ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社  
(現株式会社ファミリーマート) 社外取締役  
2023年6月 株式会社ファンケル社外取締役  
2024年6月 株式会社ニッポン社外取締役 (現任)

光定 洋介 (みつさだ ようすけ)

略歴： 1986年4月 株式会社日本債券信用銀行 (現株式会社あおぞら銀行) 入行  
1999年10月 ユニゾン・キャピタル株式会社 入社  
2002年5月 株式会社東ハト 監査役  
2002年7月 有限会社ボルサ 取締役 (現任)  
2004年5月 株式会社ドラッグイレブン 監査役  
2004年6月 オリエン特信販株式会社 監査役  
2004年6月 株式会社マインマート・ホールディングス 監査役  
2005年3月 あすかアセットマネジメントリミテッド (現あいざわアセット  
マネジメント株式会社) 入社  
2007年4月 産業能率大学 経営学部 准教授  
2012年4月 産業能率大学 経営学部 教授 (現任)  
2013年7月 あすかアセットマネジメント株式会社 (現あいざわアセット  
マネジメント株式会社) 入社 (現任)  
2013年8月 あすかコーポレートアドバイザー株式会社  
取締役ファウンディングパートナー (現任)  
2016年11月 夢の街創造委員会株式会社 (現株式会社出前館) 社外取締役  
2019年6月 株式会社ファイズ (現ファイズホールディングス株式会社)  
社外取締役  
2021年6月 当社社外取締役 (現任)  
2023年11月 マニー株式会社社外取締役 (現任)

大内 智重子（おおうち ちえこ）

略 歴： 1983年4月 株式会社電通入社  
2003年4月 同 社 アカウント・プランニング・ソリューション局  
メディカル・ソリューション部長  
2010年1月 同 社 コミュニケーション・デザイン・センター  
局次長／シニア・プランニング・ディレクター  
2016年1月 同 社 第3CRプランニング局長  
2018年1月 同 社 執行役員  
2022年1月 同 社 エグゼクティブ・アドバイザー  
2022年10月 株式会社脱炭素化支援機構 社外取締役（現任）  
2023年8月 ナッシュ株式会社 社外取締役（現任）  
2024年6月 大東建託株式会社 社外取締役（現任）  
2025年6月 当社社外取締役（就任予定）

古谷 昌彦（ふるたに まさひこ）

略 歴： 1980年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行  
1998年6月 マサチューセッツ工科大学 経営学修士課程 修了  
2003年4月 株式会社みずほコーポレート銀行アジア業務管理部長  
2006年3月 株式会社みずほ銀行コーポレートファイナンス部長  
2007年4月 同 行 執行役員コーポレートファイナンス部長  
2009年4月 同 行 常務執行役員  
2011年4月 同 行 常務取締役  
2012年4月 アメリカンファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ  
コロンバス（アメリカンファミリー生命保険会社）日本支社  
（現アフラック生命保険株式会社）専務執行役員  
2013年7月 同 社 副社長  
2015年6月 株式会社データ・キーピング・サービス副社長執行役員  
2016年1月 同 社 代表取締役社長  
2019年6月 当社社外監査役（現任）  
2022年6月 株式会社データ・キーピング・サービス顧問  
2022年7月 清和総合建物株式会社顧問（現任）

新島 由未子（にいじま ゆみこ）

略 歴： 2009年12月 弁護士登録  
2010年1月 山田法律特許事務所入所（現任）  
2018年4月 株式会社丹青社 社外取締役（監査等委員）  
2021年6月 野村マイクロ・サイエンス株式会社 社外取締役（監査等委員）  
（現任）  
2021年9月 公認不正検査士登録  
2023年6月 当社社外監査役（現任）

(別紙2)

## 独立委員会規則の概要

第1条 当社は、当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）（以下「本プラン」という。）の導入・更新に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保に資することを目的とする。

第2条 独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。

- ① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）等となつたことがない者
- ② 現在または過去における当社等の取締役または監査役等の一定範囲の親族でない者
- ③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役または監査役等となつたことがない者
- ④ 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役または監査役等でない者
- ⑤ 当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
- ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）

2 委員の選任および解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

3 委員の任期は、第1項後段に定める契約に別段の定めがない限り、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

4 ①増員または②補欠により選任された委員の任期は、それぞれ①他の委員の任期又は②退任する委員の任期の満了する時までとする。

第3条 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。

- ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
- ② 買付提案の内容が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するか否かの決定ならびに対抗措置の発動または不発動
- ③ 対抗措置の中止
- ④ ①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項

⑤ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項

⑥ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

第4条 独立委員会の決議は、原則として委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

第5条 独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

第6条 取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。

第7条 取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。

第8条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない。

(別紙3)

## 新株予約権の要項

1. 割当対象株主  
本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。
2. 発行する新株予約権の総数  
割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数(当社の保有する当社普通株式の数を控除する。)と同数以上で当社取締役会が定める数とする。
3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日  
本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。
4. 新株予約権の目的である株式の種類および数
  - ① 新株予約権の目的である株式の種類  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - ② 新株予約権の目的である株式の数  
新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株以下で当社取締役会が定める数とする。  
ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。
5. 新株予約権の目的である株式の数の調整
  - ① 当社が、割当期日後、当社株式の分割もしくは併合または合併もしくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。
  - ② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨およびその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数およびその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
6. 新株予約権の払込金額  
無償とする。
7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。
8. 新株予約権の行使期間  
本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でな

い場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

## 9. 新株予約権の行使の条件

- ① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。
  - a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果、
    - I 当社が発行者である株券等について保有者の株券等保有割合の合計
    - II 当社が発行者である株券等について買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計のいずれかが、20%以上となる者をいう（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含む。）。
  - b. a. Iにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。a. IIにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。以下a. IIにおいて同じ。
  - c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含む。）。
  - d. 「買付け」とは、買付けその他の有償の譲受けをいい、金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含む。以下別段の定めがない限り同じ。
  - e. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。
  - f. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
  - g. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。
  - h. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含む。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。以下別段の定めがない限り同じ。
- ② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含む。）。）、もしくはその特別関係者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株券等を取得または保有することが当社の企業価値および株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めたと者は、これに該当しないこととする。）
- ③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

## 10. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会

が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。

② 当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。

③ 第9項②の規定により新株予約権を行使することができない者が有する新株予約権について、一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項を新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定することがある。

11. 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

12. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。

13. 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付およびその条件

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

14. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しない。

15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額は、本新株予約権無償割当て決議において定める額とする。

16. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項ならびに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類ならびに会社法、金融商品取引法およびその関連法規（日本証券業協会および本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

17. 新株予約権行使の効力発生時期等

新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書および添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。

18. 法令の改正等

新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加

える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨および文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以 上

(ご参考)

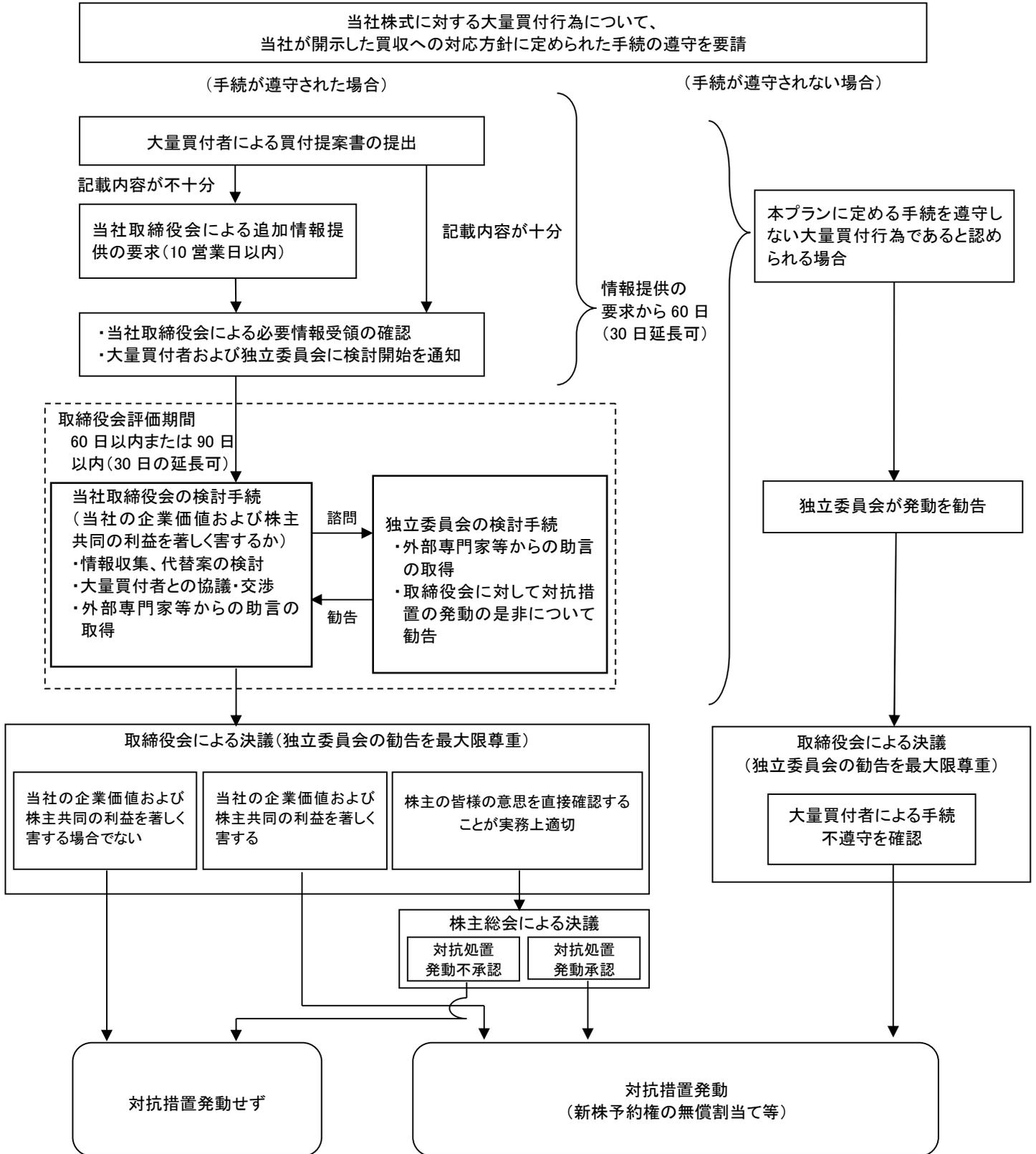
#### I 当社株式の状況 (2025年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 36,080,000 株
2. 発行済株式総数 7,293,587 株 (自己株式 1,076,413 株を除く)
3. 株主数 5,588 名
4. 大株主 (上位 10 名)

株主名	当社への出資の状況	
	持株数 (千株)	出資比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	681	9.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・D I C株式会社口)	600	8.23
東京インキ株式会社	583	8.00
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	255	3.50
a r t i e n c e 株式会社	216	2.97
朝日生命保険相互会社	200	2.74
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	191	2.62
株式会社みずほ銀行	189	2.59
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	170	2.34
共同印刷従業員持株会	165	2.27

## II 大量買付行為開始時のフローチャート

当社株式の大量買付行為開始時のフローチャート（事前警告型）



(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。